



分類	回			覧	指示事項
4. 3. 2/	校長	教頭	係		
					

23 高総福第 1 2 号
平成 23 年 4 月 1 日

各市町村（学校組合）立学校長 様

総務福利課長

平成 23 年度高速道路無料化社会実験に伴う
出張時の旅費の取扱いについて（通知）

本県において国土交通省が実施する高速道路無料化社会実験（以下「社会実験」という。）は、平成 23 年度も平成 22 年度に引き続き、同じ内容で実施される予定となっています。

社会実験に伴う出張時の旅費の取扱いについては、「高速道路無料化社会実験に伴う出張時の旅費の取扱いについて」（平成 22 年 6 月 24 日付け 22 高総福第 304 号総務福利課長通知）により運用しているところですが、社会実験が引き続き時限的に実施されることを踏まえて、当該社会実験期間中は、同通知による取扱いを継続することとしましたのでお知らせします。

つきましては、所属職員に周知するとともに適正な取扱いをお願いします。

